

## 〈資料紹介〉「九鬼家発源記」 翻刻と解題

北 上 真 生

本記は、志摩国の海賊衆から勃興して織田信長・豊臣秀吉のもとで水軍大将として活躍した九鬼嘉隆・守隆の勲功を中心に描いた軍記物語である。九鬼家を題材とした軍記として「志摩軍記」が知られているが、本記は内容的に類似しており、「志摩軍記」の諸本の一つとして捉えることができる。大島建彦氏は「志摩軍記」の伝本十四本を紹介されるなかで、さらに多くの伝本が存在することを示唆しておられる。<sup>①</sup>筆者が九鬼家関係資料の悉皆調査を行った際に、

大島氏の紹介された諸本のほかに、「九鬼志摩軍記」<sup>②</sup>「九鬼根源記」<sup>③</sup>「九鬼家中興書記」「九鬼家系図物語」「九鬼式代家物語」「九鬼家本家中興物語」などの外題を持つ九鬼家を題材とした軍記類の存在を確認した。太田牛一によって記された「信長公記」も自筆本・写本・抄録・抜書を合わせると七十ほどの伝本が存在し、外題も「信長公記」のほか「信長記」「安土日記」「安土記」「織田記」などと

一定しないことが指摘されている。<sup>④</sup>「信長公記」と同様に九鬼家を題材とした軍記も様々な名称・体裁のものが存在した訳であるが、そのなかでも本記は元禄四年（一六九一）という最も古い年紀をもつ。「志摩軍記」等の九鬼家を題材とした軍記類の生成・流布など諸本研究において、本記を繙くことによって祖型を辿る手がかりになるものと思われる。

本記の大きな特徴として、

① 「志摩軍記」の多くの諸本にみられる志摩地方の地域伝承などの記述が本記にはあまりみられないこと。

② 九鬼嘉隆や守隆の事績について九鬼家の家譜や「寛永諸家系図伝」の記述と酷似していることから、本記の叙述において参考されたものと考えられること。

③ 志摩十三地頭の一人で後に九鬼嘉隆の家臣となる越賀隼人に

関する記述が「志摩軍記」の諸本と比較して非常に詳細であり、本記の作成に越賀家や越賀家の領地であった越賀（三重県志摩市志摩町越賀越）・御座（三重県志摩市志摩町御座）・鵜方（三重県志摩市阿児町鵜方）の村々との関わりが推察されることが多い。また越賀家の家譜類を参考した可能性も考えられること<sup>⑥</sup>。

以上の三点を挙げることができるが、詳細については稿を改めて考察を試みたい。

翻刻に際しては、通行の字体に統一し、適宜改行・読点を施した。また、誤字・脱字・当て字・仮名遣い・清濁は底本の通りとし、虫損・破損などで解読し難い文字はその字数を推定し■で示した。なお、字数の推定が困難な場合は、「」で示した。また、虫損・破れなどにより文字の一部が欠けている場合で推定可能な場合は、推定した文字を□で囲って示した。本文中の割注については、〈〉で示した。

#### 【書誌】

- ・種類 軍記物語
- ・外題 九鬼家発源記
- ・寸法 縦二十七・〇糎 横二十・〇糎
- ・冊数 一冊

〈資料紹介〉「九鬼家発源記」翻刻と解題

- ・丁数 三十一丁
- ・形態 大本 袋綴じ（大和綴じ）
- ・料紙 楮紙
- ・題簽 なし（打付書き外題）
- ・書写年 元禄四年（一六九一）
- ・所蔵 個人
- ・伝来等 不明（※表紙見返しに「渡邊家蔵図書印章」と陽刻された朱印の押印あり。）

#### 【翻刻】

（表紙）

九鬼家発源記

（表表紙見返し）

※白紙（「渡邊家蔵図書之印」と陽刻された蔵書印あり。）

（二丁表）

- 一、橘次郎宗忠 享禄二丑年吉シヨウ祥院ホアムル葬、  
シヨウツツイギョウダイシ
- 一、如月貞玉大姉 宗忠女、大隅守殿室、常安寺葬、  
ソツス
- 一、九鬼大隅守 慶長タカサト壬子年十月十二日卒、隆卿院前大隅守常安大  
居士、

- 一、九鬼長門守 寛永九申年九月十五日
- （二丁裏）

松岳院前長門守心月ユウカク善光大居士

一、九鬼式部少輔丹波綾部領主延宝六戌午五月晦日卒、常安寺葬、

大極院前吏部侍郎、

一、九鬼大和守摂州三田城主、慶安二丑正月廿日卒、春光院前和州

太守青陽宗源大居士則心軒

(二丁表)

此寺常安寺代々閑居所也、

来迎寺

常安寺塔堂、本尊観音也、元祖善宗出所ハ片岡也、此寺片の村より建之、

真地寺

此寺ハ九鬼殿家来野口次郎右衛門と云もの、屋敷にてこと二小侯村ニ子孫有、此たに

(二丁裏)

山王権現の鎮座有し「」

いへり、射和村真楽寺此地をうけて真地寺といふ、本尊阿弥陀此佛ハ射和村蓮生寺の末寺今の信誓寺ニ有しか破滅して本尊ハ此寺へ渡候也、

附弘法石の事

佐田の浜墓所に有、其中に九曜の曼陀羅の石碑あり、

(三丁表)

ハソ嶋の神さひふらて相生の松も久しきむかし成けり、此松文祿の頃枯候、今日和山の道にも新相生の松といへり、

海越の松

日和山時雨し程にはの見へて白雲かゝる海越の松、日和山南の方ニあり、名木成故ニ天神松ともいふ、

(三丁裏)

△鳥羽城主旧記

一、鳥羽殿と申ハ橘次郎宗忠と申人の事也、社宮司の上に屋敷を作り居候、享祿二己丑年卒、法名玉峯宗忠と号、吉祥院に葬、

一、九鬼大隅守殿ハ九鬼右馬之允とて能ノ源ヲ能野九鬼より志州波切村

へ来り、宗忠曾と成、五万五千石、慶長五年庚子十月卒、

(四丁表)

一、鳥羽の城は文祿三年大隅守殿建候、国かへハ慶長六丑年摂州

三田丹州綾部両国へ所替候、

一、内藤伊賀守殿寛永十癸酉年初入、承応二年巳四月廿三日武州江戸ニテ死去、

一、内藤飛騨守殿寛文十三丑七月十二日鳥羽にて死去、

一、内藤和泉守殿延宝八年庚申六月廿七日

(四丁裏)

江戸増上寺にて永井信濃守殿と及刃傷切腹、

一、延宝八年閏八月青山喜兵衛殿源津弥市郎殿兩人御目付遠山和泉守殿土方市正殿鳥羽入、

一、同九年酉四月十四日土井周防守殿家中鳥羽入、

一、元禄四年未四月廿六日土井周防守殿

(五丁表)

松平源次郎殿御入替、

一、同五月晦日嶋弥右衛門殿御目付鳥羽入、

一、同六月朔日松平源二郎殿家中鳥羽入、

(五丁裏)

白紙

(六丁表)

往昔紀州九鬼の住人九鬼隆良ハ志州英虞郡波切村に移て其子隆

基其子大和守隆次代に堅神村始めて帰伏す、其子山城守恭隆之時伊

勢の国司多氣の御所北畠殿と山田神家と取合有之所国司へとて加

勢、為其賞と二見七郷賜也トと云り、賀茂の岩倉村の内田城とい

ふ所に城を取立る、賀茂五郷有、河内舟津白木松尾岩倉歌に読て

(六丁裏)

所を知る、こち吹ハ舟津へいれよ白木船君をは松尾我はいわくら  
といへり、山城守泰隆子宮内太輔定隆其子宮内少輔浄隆其子弥五

《資料紹介》「九鬼家発源記」翻刻と解題

助澄隆の代に至りて宮内少輔か弟右馬允嘉隆波切村に有けるか、  
弥五助澄隆を打て家を継と云々、

一、於伊勢路せり合有之時越賀玄蕃允も懸合て合力、依之右馬允方  
より玄蕃允へ書状を

(七丁表)

送て曰、先度ハ早々御懸合誠に無御別儀候通本望之至候、則三介  
殿様へ申上候、定而可有御礼候、弥五助修々子細候得共むけなき  
事と思召候半と迷惑仕候、各向後弥御入魂候通何様共御存分次第  
可仕候間、拙者悪事候者我として不存候間、不被御心置御実見奉  
頼候、恐々謹言、其後越賀方へ自信雄公為謝礼御書被下候、

(七丁裏)

一、志州に七島といふ士七人有、浦大差国府甲賀和具越賀浜島と云、  
文明の頃公卿七人此所へ左遷、其所を領知して国司の幕下に属し  
て後ハ武士に相同し永禄の頃浦ハ太学大差は藤四郎国府ハ大膳甲  
賀ハ左馬和具ハ青山豊前越賀ハ玄蕃允浜島ハ源五領す、波切ハ九  
鬼右馬允小島ハ民部左衛門安楽島ハ越中の矢ハ美作

(八丁表)

七島州として多氣へ参勤交代して国司を仰き奉る、或時自国司被  
仰出ハ此大乱の節領知を明一統の参勤ハ無用也、以来面々の中よ  
り為惣代一人宛多氣へ参勤可被致旨被仰出、何も忝とて忝人宛参

勤仕処、織田信長公出世の折から多氣の国司御子無之信長公の御二男三介信雄公を多氣へ御養子に被成此時節ヲ得

（八丁裏）

右馬允信長公へ被入終に仕へて七島其外島衆自然に多氣へ疎く成り嘉隆に威勢増けれハ、皆く憤り嘉隆にハ随まじとて一統に誓約をなして度々挑戦ひ終にハ從国司御扱数度及て和順して嘉隆に随ふといへり、

一、紀州三鬼<sup>ミキ</sup>の城為一揆取圍れ及難儀節、又播州三木<sup>ミキ</sup>合戦の御自信<sup>伊波</sup>長公御触依有之七島其外

（九丁表）

嶋衆一統に趣けり、

一、其後国司三介信雄公如何聞召けん、七島其外島の諸士国司の令を背き挿野心ときく嘉隆打向て退治可仕旨因茲先廻文贈る、其文云、

一筆申触候、仍此度御所之御前<sup>ニ</sup>而志州為拜領下<sup>ル</sup>、急右馬允<sup>ニ</sup>相隨ものならは何之子細も有間鋪候、若又違乱之輩有之者ハ押寄

（九丁裏）

任<sup>ニ</sup>善惡<sup>ニ</sup>罪<sup>ニ</sup>可行条、仍如件、

如此触状書廻諸士披見して急き国府に馳集り中く右馬允にハ不

随と七島其外の島の諸士神水を吞て一味同心致して呉越と隔つるの思ひをなせり、右馬允も聞とひとしく兼而用意しけれハ押寄火花を散しさんく戦ひ寄手大勢のゆへか浦村不叶切腹或ハ山田手六兵衛と云者

（十丁表）

討取るとも云り、夫より安樂島を攻かる、七日の間防ぎ戦といへとも寄手次第<sup>ニ</sup>強りけれハ終に和順して右馬允に随ふ、夫より小浜を攻る、三日こたへて是も打負ケ三州さして落行て今川義元に属す、其後家康公に隨身して後小浜久太郎を改め小浜民部と号するハ是なり、扨国府大膳を攻次に甲賀左馬を攻落し降参之

（十一丁裏）

士を伴ひ和具青山を攻則時に降る、越賀を攻るに三年迄不落、右馬允も此時に屈退して引退く多氣へ申上る、御前聞召御出馬有浜島へ着給ひて扱給ふ、越賀も国司の命を重し不及力右馬允<sup>ニ</sup>随ぬ、此賞により從信長公志州之内七島を給ふ、大差藤四郎無嫡子によつて大隅守嫡子図書を養子に遣し和平す、信長公上方御出張之砌は

（十二丁表）

瀧川左近将監を以て為奏者御礼申上る、

一、其後紀州三鬼の城に一揆桶籠る、凶徒等追払ひ可申旨により七

党和順之士を卒し一揆を追ひ払ふ、

一、鳥羽の城主原監物男子なく女子一人有けれハ、右馬允思ふ様兎角田城ハ山路にて糧乏しく可自立地にあらす、鳥羽は船着にて兵糧運送も

#### (十二丁裏)

よく繁栄の地なれハ何とそして鳥羽を手に入れんと思ふ処に監物息女一人にて男息なし故に縁を結二男長門守を鳥羽の家督となす、鳥羽ハ則隠居す、後鳥羽の在宅をしつらひ右馬允共に移る、かかる処に大坂にハ御門徒御坊とて有、其手に属し西国の国々より年貢(グ)を納め取、中々武家にもおとりさる威を振ふ、加之

#### (十二丁表)

武家を(伊称)さみして信長公にも不随、公かれをにくみ給ふて大坂を打落さんと三年迄攻給へとも、附属の檀那約を堅くし助力不落公安からぬものと怒り給ふ、時節右馬允申上げるは、兎角今の舁にてハ落城もかたし、子細ハ西国張懸蒙昧の檀那共兵糧を船にて運送する故と見へたり、我等に被仰付

#### (十二丁裏)

早速利を得ん、其手段にハ堺口にて兵糧船を差留ハ武士の道を不知凡下の族不攻とも落さんハ安かるべしと申、信長公此事甘心ましく、右馬允に被仰付により日本丸と云船に乘石火矢を仕懸今や

《資料紹介》「九鬼家発源記」翻刻と解題

く、と相待事日数積り五十余日、西国にハ此事風聞し船軍の用意をなし船六百余艘催し程なく追て懸り日本

#### (十三丁表)

丸を目懸石火矢(棒)はう火矢を打かけさはけ共右馬允少も不騒して敵に飽アタまで攻させける、敵船間近なれハ彼八方の石火矢を仕かけ一度にはつと放せは山川も動揺し海上迷水す、敵周章ふためき逃廻るを追懸く討取賊船不叶散々に敗亡す、又此刻大船数十艘押廻し向候処に紀州雑賀浦に至り(天正六戊寅六月廿六日也)

#### (十三丁裏)

賊船ゾクゼ五百艘斗乗懸攻々時鉄炮を打かけ暫シハラフの間に敵舟三十余艘乗捕一揆サカイウラに悉く追払て泉州堺浦サカイウラに着船す、其後信長公同大船小船の軍船軍船の舁キ可有御覧由により、於堺浦御見物則懸御目御感不ナ斜、則為御褒美旨酒珍肴黄金十兩被下之、同時に従西国門跡加勢船堺浦へ押寄る処兵船六百余艘悉追払、

#### (十四丁表)

大坂御坊兵糧詰達ニ偏に扱ニ付大坂を渡し京都へ逃信長公より京の六条にて門跡屋敷を渡し給ふ、今六条の本願寺門跡是なり、一、右之賞により志州七嶋并に於摂州野田福島新知七石拝領、其後志州鳥羽に城を築同時摂州花熊落城之砌川口より攻入首数十三并生捕数多仕候時従信雄公御感状被遣、其文二曰

（十四丁裏）

花熊落城之由尤珍重候、其節從川口罷越首十三討捕之生捕等有之由神妙之至、不始今儀祐助知積寺每度粉骨無比類候、能々此旨可申間候、定而大坂退散不可有程より、弥心懸肝要候也、

七月六日 信雄判

九鬼右馬允殿

（十五丁表）

因茲海賊軍功の工夫世以甘心之、其頃柴田信長公に背ひて信長公攻給ふ、此刻ハ右馬允柴田と同心して国を立三州迄出る、柴田無程攻落されければ、嘉隆も引退んとすれとも、川口に竹網をはられ船にて退ん様もなし、右馬允古苦蕒笠種々の雜具を竹網に投懸引潮に火を懸けれハ、終ニ竹網焼失ぬ、寄手見るよりどよめき立て弓鉄炮にて

（十五丁裏）

攻かる、右馬允小船に帆を上さらぬ牀にてあり、寄手大浪の事なれハ馬にても通ひかたく舟ハ本より引潮にてあがけ共せんなく、満潮になれハ右馬允船を浮め家康公之御内間宮権左衛門右馬允が宿敵小浜民部小早船にとり乗追かけたり、中にも間宮壓振廻すを右馬允内なる村田七太夫玉葉を込二町跡なる間宮が胸いたを見留て敵に

（十六丁表）

あやまたず、船矢倉より打落し船中の者共主討れけれハ、方々退散す、此間に漸々逃れ鳥羽に着、定而信長公より討手来らんと思ふ処に信長公京本能寺にて明智光秀かために自害し果給ふにより九鬼明智に属して無事なり、

一、其後羽柴筑前守秀吉公明智を討て天下を握り、且太閤高麗攻給ふ、九鬼右馬允も軍勢の催促ニ

（十六丁裏）

伺せ早速参候、此時五位諸大夫に被仰付右馬允を改め大隅守となる御陣の刻にハ茜の吹貫に金の二ツ団子の出しなり、御馬羽を被下、其後朝鮮に至て毛利壹岐守陣所にて軍評定有時各船軍の手段ハ大隅守実見可然由の評議也、大隅守云明朝唐島に至り早船二艘宛出し彼表の様子見合大船に小舟用候儀は時宜によるべし、各奉行衆も此儀ニ同ス、

（十七丁表）

翌日於唐島敵番船を出す間加藤左馬助脇坂中務藤堂佐渡守長曾我部土佐九鬼馳向、数多の船と相戦異賊の軍船二艘乗取残る賊舟悉く追払ふ、又伝に中にも九鬼脇坂先陣にて築紫を出釜山浦に着ぬ、或日のくれに脇坂中務大隅守へ約諾にハ、明日楽に一度に押寄異賊と一戦仕らんとこしらへて、其身ハ十死一生の用意して小船四

## 五艘引■

### (十七丁裏)

唐人の方へ押寄る、夜ハほのく<sup>く</sup>と明ぬ、唐人の方より手■石火矢打かけけれハ、中務大隅守の許へ告て某ハぬけでを打て候、御免あれと云、大隅守拔懸ハ武士の意地苦敷もなしと、中務重て此度ハやけに思ふ共合戦ハ叶ふまじ、ひらに引はやりとなり、大隅守人はさもあれ此期に至て戦もせて退くと云事や有と荒言して即刻に進む人数多しと云共、其日の先懸にハ

### (十八丁表)

越賀隼人浜島豊後青山豊前なり、三国丸をかさらせ三階<sup>カイ</sup>に矢倉をあげ錦の幕三重張<sup>ウツ</sup>せ上には蓬萊をか、けて縄網を三重に張<sup>ル</sup>、三国丸といふは本朝無双の大船なる故に三国丸と申せし也、舟歌に伊勢の九鬼殿三国丸は櫓でハやらいで歌てやるとうたひしなり、小鷹丸波切丸岩<sup>ク、リ(岩) 讃</sup> 山しらずと云船を催し異賊の方へ押寄

### (十八丁裏)

急き攻寄たり、火矢を討懸けれと不驕<sup>サハガ</sup>棒火矢を射けれとも縄網にて防き少も舟に障<sup>サハリ</sup>りなし、間近く寄て半弓にて射れとも三重の錦の幕二重ハ通れとも今一重にて請留石火矢を放せハ三国丸の中棚を三尺四方ツ、三所迄打破れとも大工用意有けれハ切はぎて詮の道を留て少も不驕、大隅守士とも戦んと議すれとも時未至ら

### (十九丁表)

すとして猶しづまる、異賊も朝の四時より八時過迄の事なれハ、今ハ雅攻<sup>ガ</sup>に成ぬ位と見すまし下知して例の石火矢八方に火を懸一度に放つ、何かはころふべき賊船周章してよろばひ逃んとす、小鷹丸ハ越賀隼人波切丸は青山豊前岩<sup>(岩) 讃</sup> 讃<sup>ハ</sup> 浜島豊後山不知ハ加藤左馬助中にも越賀先陣<sup>軍</sup>にて越賀か家来有尔屋善七井上弥之助西岡平■

### (十九丁裏)

小鷹丸の前に立て射懸て来る矢を払ふ、程なく唐船に漕着<sup>コギツケ</sup>一番に井上弥之介二番に有尔屋善七西岡右衛門介三番に小川孫兵衛有尔善七ハ力も強く功の者にて隼人か矢面に立<sup>ツ</sup>塞<sup>サガ</sup>り十三筋まで矢をおひけれとも、ひるまず働<sup>キ</sup>けり、此者共を始め賊船に乗<sup>ウツリマデ</sup>移り戦ふ、加藤左馬助功名をなす、青山豊前ハはせ付戦ひ終に異賊数<sup>イソク</sup>

### (二十丁表)

多討取越賀隼人青山豊前両人の間に賊船一艘乗取、依之敵舟乗取候、論出来御目付本多中務見届け火威の鎧着て一番に乗移るハ越賀隼人家来井上弥之介二番に有尔屋三番に西岡右衛門介次に乗入旗を揚しハ青山豊前内伊東左右衛門なりと、依之隼人か手に取たる船になる脇坂中務大隅守手にて黒船取しと見るより哆<sup>ツ</sup>■

### (二十丁裏)

来て人の取たる船に手を懸引取んとす、隼人見■卑胸なり、のがさしと刀の柄に手を懸る、中務手の者共も人乱れ既に打果さんと同士軍に及ぶ、大隅守大事の前の小事と様々制し引分たり、加藤左馬助浜島豊後兩人して賊船一艘取たり、此刻自太閤大隅守へ御感状被下之、

二月廿七日之書状委細加披見候、同廿二日敵番船相勤

(二十一丁表)

所其方船共乗出刻敵船二艘乗捕候由尤之行、誠に神妙之働被感思召二候、弥其手之面々令レ相談無越度様入精儀專一候、彼是氣遣候段被察思召候、猶吉左右可申越也、

三月廿七日 御朱印

九鬼大隅守とのへ

一、帰陣の後彼黒船の論有、太閤其日の軍奉行藤堂  
(二十一丁裏)

佐渡守召給ふ、佐渡守言上にハ只今ハしらねとも具足の肩に紅の段々筋有と、同じ肩に對の矢付し者先懸と見申て候と申上、夫ハ誰と御尋有に越賀隼人内對矢の紋ハ井上弥之介筋を付しハ西岡右衛門介成によつて中務ハ失三面目、大隅守ハ勝て面目をほどこし譽を揚たり、隼人豊前も別に願御感加藤佐馬介雅分の願忠賞偏に浜島豊後助力に

(二十二丁表)

よると謙退す、大隅守一廉加増可被下所に田丸に有し因幡藏人言をたくみにして讒をなすゆへにもだし給ふとなり、

一、慶長二年長門守守隆大隅守為家督從五位になり鳥羽の城并に所領三万石太閤より被下、大隅守ハ為隠居料新知五千石拝領、其後太閤ハ他界被成秀頼天下渡り十五歳迄ハ家康公御後見として天下預

(二十二丁裏)

給ふ所に会津景勝家康公へ一礼なく不随、依之家康公奥へ御発向には福島左衛門大夫池田三左衛門尉因幡藏人九鬼長門守、手にハ越賀隼人青山豊前浜島豊後安樂島越中豊田五郎右衛門等供し家康公の御供成、

一、石田治部少輔ハ家康公を関東勢と内通し跡より切崩シ内府を討取むと一味同心の輩へ廻文を贈る、大隅守方へも申来る、長門守ハ家康公の供して下れハ是を打

(二十三丁表)

捨る事も如何と暫くもだしけるが是を幸に因幡藏人を不討ハいつをか可期と治部少輔方になる、大隅守手にハ甲賀左馬九鬼主膳等なり、三州さして出張、治部少輔濃州関ヶ原へ出る、家康公関東よりとつて返し給ふ、治部少輔ハ安芸の吉川越前朝倉叔父金吾中

納言を此度の先陣に宗と頼、猶心底の不審さに再三こゝろみて帰す、治部少輔はや切て出んと思ふ処に池田

(二十三丁裏)

三左衛門尉福島左衛門太夫追懸戦ふ、治部不意に戦<sup>ウ</sup>打負て梟首せらる、大隅守聞て無力新宮ハ治部方なればとて堀内安房守と一所に成て鳥羽の城に籠<sup>ム</sup>、内府公長門守を被召案内なれハ伊勢路の敵を可防<sup>フセウ</sup>と先志州へ可罷越旨被仰付帰国の所に鳥羽留守に差置家人共をも大隅守紀州新宮堀内安房守と兩人して追出し桶籠る、此由注進申、内府公可然様

(二十四丁表)

相計<sup>ヘウチ</sup>ひ忠節可仕之由被仰下就夫兩人渡し明退候様にと度々扱を以申越と云へとも、無手引不及是非、同国畔<sup>アノ</sup>乗の古城を執建数度致合戦家人も討死す、

一、右の御誼あれハ長門守鳥羽へ入らんとすれ共、新宮の一族大勢防ぎ中々寄付ず、敵座頭橋迄追懸る、終日戦ひ利なくして穴川迄引取明方に穴川へ大勢にて押寄る、此時に長門守軍無利処へ隼人懸付大に戦ひ隼人家<sup>来</sup>

(二十四丁裏)

西岡平作といふ者大力にてあたりには有し材木の中に<sup>固</sup>し檜木追取打倒す、敵十人斗川中へ打落す、息をもつがせず責<sup>セ</sup>けれハ、崩<sup>クズレ</sup>

《資料紹介》「九鬼家発源記」翻刻と解題

引になりて引けれハ、兎角鳥羽へ押寄城をとられんと磯部鶴方の間浅野といふ所に陣を張て待かけたり、鳥羽にも是を聞て城に籠り敵を請んよりハ打出て一合戦すべしとて加茂舟津へ出張して寄る敵を待かけたり、明れハ両陣楽に於

(二十五丁表)

加茂舟津及合戦けり、楽<sup>ニ</sup>備を立押太鼓を打て於<sup>ニ</sup>加茂舟津鎗合有之、堀内安房守一族諸政<sup>シヨウマシ</sup>所と云者を隼人鐘付首を揚る、又的矢伝左衛門と云者ヲ討取并に隼人家来山川金右衛門又武者一人鐘付首を取、有尔屋善七武者一人鐘付首を取、右三人ハ隼人家来なり、野津甚右衛門武者一人鐘付山室仁右衛門鐘下<sup>ニ</sup>て首を揚る、

(二十五丁裏)

村田七太夫工藤祐助森田右近此時打死す、此一戦に長門守討勝けれハ、安房守大隅守軍破れ士卒ちり<sup>〳</sup>に成にけり、安房守ハはま筋より五ヶ所筋へ落大隅守ハ鳥羽迄<sup>ノ</sup>逃しか、小早舟に乗熊野へ落長門守鳥羽へ入代り家康公へ注進申上る、

一、重て御誼<sup>シヨウ</sup>にハ大隅守を尋出せとの御誼池田三左衛門家来石丸雲哲を指越<sup>サシ</sup>長門守此事家来共と談<sup>タシ</sup>すれとも

(二十六丁表)

誰<sup>〳</sup>も尋んと云者なし、大隅守熊野へ落けれとも何方にもたよるべき所なし、又歴廻<sup>リ</sup>来<sup>リ</sup>舟を捨散<sup>チリ</sup>〳に成る、的矢次郎左衛門

甲賀左馬渡部数馬九鬼主膳是迄もつき絆ふ、三国丸の船頭船頭之ノおこのへもん所へ来る、おこのゑもんかくてハ叶ふまじ、暫影シハラカを御隠し候へ、我何方迄も御供申さんといふ、大隅守かれか忠義の志を感じ兎角も汝はからふべしといふ、おこの

(二十六丁裏)

へもん鳥羽へ御忍入候へ、子細ハ青山殿ハ殿の婿君なれハ留主成とも見捨給ふまじと姿をかへ青山豊前方へ入、内室悦ひ一所に是にわたらせ給候へと奥へ伴ふ、さる間大隅守豊田五郎右衛門に逃んとておこのへもんを遣す、五郎右衛門聞とひとしく家康公の御諚にハ急き尋出せとの御事なれハ遁所是非もなし、注進致んとて九鬼を千之介大隅守なりへ預置伏見に走り行く、

(二十七丁表)

千之助大隅守も飽れはて御諚を待て腹切んと覚悟す、五郎右衛門家康公の御前へ出る折節長門守池田三左衛門尉福島左衛門大夫候す、五郎右衛門長門守へ向て大隅守殿を尋出候と申上る、家康公聞召池田三左衛門尉を以て大隅守切腹可申付と也、為御目付竹山豊前被遣手前の目付ハ安藤作右衛門介錯ハ村田左兵衛、然所に長門守池田三左衛門尉を頼父か命を御助被下候様に前方の

(二十七丁裏)

御諚に南伊勢五郡可被下置之由此度の恩知にかへ強て奉願に依て

願之通御助可被下上意て則御免の飛脚遣候処、大隅守はや切腹仕候とて印を持来る飛脚勢州明星ミヤウツヤか茶屋にて出会不及是非にことなり、長門守弟五郎七五郎八と申せしを誅戮す、豊田五郎右衛門をハ後に首を切り、おこのへもんにハ賞を与ふ、的矢次郎左衛門嘉隆の切腹と聞より腹かき切伏す、甲賀ハ何地

(二十八丁表)

共なく落行数馬主膳ハ勢州朝熊へ落る、

一、勢州桑名の城主氏家内膳正方へ西国より加勢の船五六百艘海上押廻す刻長門守軍勢を出し追懸於国府表相戦長門守総手より首十三此一戦に首四隼人手より討取なり、依之佐々木半之丞へ後に長門守名字九鬼成、片山又大夫兩使を以て指上る、於遠州中泉披露有之処於御茶屋御殿御覽被成、当陣初首之由上意

(二十八丁裏)

有、使者佐々木半之丞へ御太刀片山又大夫へハ御紋の御羽織被下置、長門守方へ御書并に御感状被下文二曰、

西国船其表へ廻候処、三艘乗捕敵数多被討取首到来、一段感悦之至候、猶其許無越度様ニ御手置き肝要候、恐々謹言、

九月七日 御諱御判

九鬼長門守殿

(二十九丁表)

一、長門守ハ池田三左衛門尉執成にて首尾能志州拝領し鳥羽の城に住す、其後渡部教馬九鬼主膳令帰参如前代勤る也、其頃村里の白歌にも伊勢の九鬼殿に過たるものハ渡辺教馬越賀隼人と謠しなり、教馬後にハ名字を遣し九鬼になる、

一、其後慶長十九年大坂冬御陣の刻大坂川口へ罷向旨被仰付大舟五艘早船五十艘相催し大坂川口へ

(二十九丁裏)

番手故敵舟大坂へ不入、十一月十九日大坂新家へ押寄陣場となる、越賀隼人此節病氣大切之処、大坂供して罷越從長門守以使者白銀五十枚帆布百端送之、紀州三鬼島迄罷越病氣危急になり志州へ帰り三日目に病死す、翌年の夏御陣に紛隼人十一歳にして家来共守立罷越大坂川口へ船を付小鷹丸の屋形の上に上り鉄炮為打ち罷有処へ自長門守方家来共の

(三十丁表)

方へ磯谷養竹を為使鉄炮繁く成候間、隼人幼少に候へハ、屋形之内へ入置可申となり、家来共被附御心忝奉存候、然共大将無御座候てハ台戦不罷成候旨能々被仰上可被下候旨返答申也、同時大坂葭島へ押寄て是又取かため陣場となす、敵より福島へ棲棲を揚旨船を出し翌日福島へとりかけ棲棲を乗捕生捕三人首七佐々淡路守船印鳥毛の棒并<sup>二</sup>

(三十丁裏)

盲船福島丸て<sup>(人ノ誤)</sup>うほう丸といふ大船数多攻取九鬼教馬舟よりを敵に近付相働の処に鉄炮に打れ死す、従家康公為上使阿部四郎五郎を以御薬并御膏薬等被下置、矢野金七鉄炮に打れ死す、勝山岡山の両御陣所へ注進申上御感不斜、福島取堅め陣場になす、十二月朔日難波橋に攻入、先手ハ高麗橋迄差遣鉄炮せり合して翌日五分一と云

(三十一丁表)

島を陣場に成す、十二月五日盲船仕立木津口へ押廻<sup>リ</sup>鉄炮打せ可申旨被仰付、盲船三艘仕立木津口へ廻<sup>リ</sup>めくら橋のつめにててつはううたせ敵少々討取味方も手負、翌年五月大坂御陣如去年大坂川口へ番舟をかせ自身ハ尼か崎有り、五月五日<sup>三</sup>落城大坂に地着葭島表之落人改可申旨秀忠公<sup>ヨ</sup>被仰付ゆへ、於葭島生捕数百人其外討取首数両指上家康公秀忠公預御感

(三十一丁裏)

御譜代並に被仰付御咄之衆に成也、此故ハ原監物内室ハ池田輝政奥方の姪たるの所以なり、  
(裏表紙見返し)

元禄四年書之

(裏表紙)

※白紙

註

- ① 大島建彦「志摩軍記の成立」(『文学論藻』第四十五号、東洋大学国語国文学会、昭和四十五年五月)
- ② 拙稿「資料紹介」『九鬼志摩軍記』翻刻と解題(『同志社国文学』第九十六号、同志社大学国文学会、令和四年三月)
- ③ 拙稿「九州大学附属図書館記録資料館九州文化史資料部門所蔵「九鬼根元記」翻刻」(『同志社国文学』第九十二号、同志社大学国文学会、令和二年三月)
- ④ 和田裕弘「信長公記の諸本」(堀新編『信長公記を読む』吉川弘文館、平成二十一年二月)
- ⑤ 「九鬼家伝系図」(寛永十九年、『三田市史』第四卷・近世資料に収載。)
- ⑥ 「越賀氏先祖覚書」神宮文庫所蔵(※請求記号…五門・二七九六号)